

国空乗第 80号 平成18年5月31日  
国空乗第128号 平成23年6月29日 (一部改正)  
国空航第318号 平成26年7月30日 (一部改正)

## 航空整備士実地試験要領

# 目 次

第1部 総 則	4
第2部 実地試験通則	4
第1章 一 般	
第2章 可否の判定	
第3章 実地試験の中止	
第4章 実地試験の延期	
第5章 結果の通知	
第3部 実地試験実施要領	5
第1章 実地試験の種類	
第2章 実地試験の科目	
第3章 実地試験の方法	
第4章 実地試験を実施するために準備すべきもの	
第5章 判定基準	
第6章 その他	
第7章 様 式	
別表1 法規関連	14
別表2 基本技術Ⅰ、基本技術Ⅱ	17
別表3 一等航空整備士（飛行機）、 一等航空運航整備士（飛行機）	26
別表4 一等航空整備士（回転翼航空機）、 一等航空運航整備士（回転翼航空機）	37
別表5 二等航空整備士（飛行機）、 二等航空運航整備士（飛行機）	47
別表6 二等航空整備士（回転翼航空機）、 二等航空運航整備士（回転翼航空機）	56
別表7 二等航空整備士（動力滑空機）、 二等航空運航整備士（動力滑空機）	66
別表8 二等航空整備士（上級／中級滑空機）、 二等航空運航整備士（上級／中級滑空機）	73
別表9 二等航空整備士（飛行船）、 二等航空運航整備士（飛行船）	77
別表10 品質管理	86
別表11 航空工場整備士（機体構造関係）	87
別表12 航空工場整備士（機体装備品関係）	89
別表13 航空工場整備士（ピストン発動機関係）	90

別表14	航空工場整備士（タービン発動機関係）	91
別表15	航空工場整備士（プロペラ関係）	92
別表16	航空工場整備士（計器関係）	93
別表17	航空工場整備士（電子装備品関係）	95
別表18	航空工場整備士（電気装備品関係）	97
別表19	航空工場整備士（無線通信機器関係）	99

## 第1部 総則

本要領は、航空法第24条に掲げる資格のうち一等及び二等航空整備士、一等及び二等航空運航整備士並びに航空工場整備士に係る同法第29条又は同法第29条の2の規定に基づく技能証明又は技能証明の限定変更（以下「限定変更」という。）の实地試験を航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が行う場合の通則及び実施要領を定めるものである。

## 第2部 实地試験通則

### 第1章 一般

試験官は、实地試験に先立ち、受験者に次の各号の提示を求め、それぞれについて有効性等を確認しなければならない。

- (1) 航空経歴書の写し
- (2) 航空従事者にあつては技能証明書
- (3) 指定航空従事者養成施設を修了した者にあつては、修了証明書

### 第2章 合否の判定

全科目についての实地試験を終了し、その成績が判定基準に達しているときは合格とし、次の各号の一に該当するときは不合格とする。

- (1) 基本技術等に関して1科目でも判定基準に達しないとき
- (2) 実機に関して1科目でも判定基準に達しないとき
- (3) 専門技術に関して1科目でも判定基準に達しないとき

### 第3章 实地試験の中止

1. 受験者が次の各号の一に該当すると認められる場合、試験官は实地試験を中止するものとする。

- (1) 航空法等に違反する行為があつたとき
- (2) 危険な操作を行つたとき
- (3) 受験者が試験を辞退したとき
- (4) その他不正行為があつたとき

2. 不合格になることが明白となり、それ以上試験を継続する必要がないと試験官が判断した場合、途中であっても試験を中止することができる。

### 第4章 实地試験の延期

次の各号の一に該当する場合、試験官は試験を中止し、後日継続して実施することができる。

- (1) 強風等天災地変により継続することが危険な場合
- (2) 機材故障で復旧に時間を要する場合
- (3) 試験官又は受験者の発病等により、試験を継続することが困難な場合

## 第5章 結果の通知

1. 試験の結果については、実地試験終了後、受験者に口答で通知する。
2. 判定基準に達しない科目が生じた場合は、実地試験場において、受験者及び訓練教官等に対して、理由を明確に示した上で、不合格である旨を通知する。

## 第3部 実地試験実施要領

### 第1章 実地試験の種類

実地試験は、一等及び二等航空整備士並びに一等及び二等航空運航整備士にあっては受験する資格、航空機の種類、等級及び型式、航空工場整備士にあっては業務の種類により定め以下のとおりとする。

- 1 一等航空整備士（飛行機）
- 2 一等航空運航整備士（飛行機）
- 3 一等航空整備士（回転翼航空機）
- 4 一等航空運航整備士（回転翼航空機）
- 5 二等航空整備士（飛行機、ピストン／タービン）
- 6 二等航空運航整備士（飛行機、ピストン／タービン）
- 7 二等航空整備士（回転翼航空機、ピストン／タービン）
- 8 二等航空運航整備士（回転翼航空機、ピストン／タービン）
- 9 二等航空整備士（動力滑空機、ピストン）
- 10 二等航空運航整備士（動力滑空機、ピストン）
- 11 二等航空整備士（上級／中級滑空機、ピストン）
- 12 二等航空運航整備士（上級／中級滑空機、ピストン）
- 13 二等航空整備士（飛行船、ピストン／タービン）
- 14 二等航空運航整備士（飛行船、ピストン／タービン）
- 15 航空工場整備士（機体構造関係）
- 16 航空工場整備士（機体装備品関係）
- 17 航空工場整備士（ピストン発動機関係）
- 18 航空工場整備士（タービン発動機関係）
- 19 航空工場整備士（プロペラ関係）
- 20 航空工場整備士（計器関係）
- 21 航空工場整備士（電子装備品関係）
- 22 航空工場整備士（電気装備品関係）
- 23 航空工場整備士（無線通信機器関係）

### 第2章 実地試験の科目

1. 航空法施行規則別表第3に規定される実地試験の科目と、本要領に定める科目との対比は、次表のとおりである。

航空法施行規則別表第3 実地試験の科目		実施要領 実地試験科目・実施要目
航空運 航整 備士	1. 整備の基本技術 イ 飛行規程、整備規程その他整備に必要な規則の知識 ロ 整備に必要な作業及び検査についての基本技術の基礎	1. 基本技術 (1) 法規関連(*) (2) 基本技術 I
	2. 整備に必要な知見 イ～ヘ 略	2. 知見及び技術 (1)～ 各系統
	3. 整備に必要な技術 イ～ヘ 略	
	4. 航空機の日常点検作業	3. 点検作業
航空整 備士	1. 整備の基本技術 イ 飛行規程、整備規程その他整備に必要な規則の知識 ロ 整備に必要な作業及び検査についての基本技術	1. 基本技術 (1) 法規関連(*) (2) 基本技術 II
	2. 整備に必要な知見 イ～ヘ 略	2. 知見及び技術 (1)～ 各系統
	3. 整備に必要な技術 イ～ヘ 略	
	4. 航空機の点検作業	3. 点検作業
	5. 動力装置の操作	4. 動力装置の操作
航空工 場整 備士	1. 整備の基本技術 イ 飛行規程、整備規程その他整備に必要な規則の知識 ロ 整備に必要な基本技術の作業方法及び検査方法	1. 基本技術 (1) 法規関連(*) (2) 基本技術 II
	2. 整備及び改造に必要な品質管理の知識	2. 品質管理
	3. 業務の種類 イ 構造、機能、整備、改造及び試験に必要な知見 ロ 取扱い、整備方法、改造方法及び試験方法	3. 業務の種類(専門技術) (1)イに同じ (2)ロに同じ

(\*)「法規関連」は、航空整備士、航空運航整備士及び航空工場整備士で共通

2. 次の別表リストに掲げる区分に従って、上記実地試験科目について項目、実施要目を設定し、それぞれの実施要目に対して判定要点、判定基準及び実施方法を定める。

#### 別表リスト

別表 1 法規関連

別表 2 基本技術 I、基本技術 II

別表 3 一等航空整備士（飛行機）、  
一等航空運航整備士（飛行機）

別表 4 一等航空整備士（回転翼航空機）、  
一等航空運航整備士（回転翼航空機）

- 別表 5 二等航空整備士（飛行機）、  
二等航空運航整備士（飛行機）
- 別表 6 二等航空整備士（回転翼航空機）、  
二等航空運航整備士（回転翼航空機）
- 別表 7 二等航空整備士（動力滑空機）、  
二等航空運航整備士（動力滑空機）
- 別表 8 二等航空整備士（上級／中級滑空機）、  
二等航空運航整備士（上級／中級滑空機）
- 別表 9 二等航空整備士（飛行船）、  
二等航空運航整備士（飛行船）
- 別表10 品質管理
- 別表11 航空工場整備士（機体構造関係）
- 別表12 航空工場整備士（機体装備品関係）
- 別表13 航空工場整備士（ピストン発動機関係）
- 別表14 航空工場整備士（タービン発動機関係）
- 別表15 航空工場整備士（プロペラ関係）
- 別表16 航空工場整備士（計器関係）
- 別表17 航空工場整備士（電子装備品関係）
- 別表18 航空工場整備士（電気装備品関係）
- 別表19 航空工場整備士（無線通信機器関係）

### 3. 基本技術に関する科目

- (1) 基本技術に関する科目に含まれるものは、別表 1「法規関連」及び別表 2「基本技術Ⅰ、基本技術Ⅱ」である。
- (2) 「法規関連」は飛行規程、整備規程その他整備に必要な規則の知識で、実地試験の種類全てに共通とする。
- (3) 「基本技術Ⅰ」は整備に必要な作業及び検査についての基本技術の基礎で航空運航整備士に適用し、「基本技術Ⅱ」は整備に必要な作業及び検査についての基本技術で航空整備士及び航空工場整備士に適用する。

### 4. 知見及び技術、点検作業並びに動力装置の操作（実機）に関する科目

- (1) 実機に関する科目に含まれるものは、別表 3 から別表 9 に示したとおりであり、「知見及び技術」、「点検作業」並びに「動力装置の操作」の 3 種類の科目とする。
- (2) 航空運航整備士には「知見及び技術」及び「点検作業」の 2 科目、航空整備士には「知見及び技術」、「点検作業」及び「動力装置の操作」の 3 科目を適用する。

### 5. 専門技術に関する科目

航空工場整備士に係る専門技術に関する科目に含まれるものは、別表10「品質管理」及び別表11から別表19に示した業務の種類ごとに定める「専門技術」の 2 科目とする。

6. 実地試験の項目又は実施要目のうち、実地試験に使用する航空機の強度、構造及び性能上実施する必要がないと国土交通大臣が認めたものについては、試験官は、航空法施行規則第46条の規定に基づきこれを省略することができる。
7. 専門技術に関する試験においては、現に従事している業務を主体にして行うものとする。

### 第3章 実地試験の方法

1. 実地試験は、各別表に定める内容に従って、口述及び実技により行うものとする。
2. 一等及び二等航空整備士並びに一等及び二等航空運航整備士の試験は、原則として、最初に「基本技術」、次に「知見及び技術」、「点検作業」、「動力装置の操作」（運航整備士を除く）の順に実施する。
3. 試験は実地試験を申請した種類、等級及び型式の航空機を用いて行う。  
ただし、当該資格で整備可能となっている航空機が一般的に備えている系統装備についても整備が行える知識及び能力があることを、要領に従って実機を模擬して確認するものとする。
4. 航空工場整備士の実地試験は、原則として、最初に「基本技術」、次に「品質管理」、業務の種類ごとに限定された「専門技術」の順に実施する。
5. 既得資格と試験内容が同一となる以下の部分については省略することができる。
  - ①発動機が同型式の場合、発動機に関する「知見及び技術」、「点検作業」
  - ②客室等のシステムが同一の場合、客室等のシステムに関する「知見及び技術」、「点検作業」
  - ③航空運航整備士の技能証明を有する者が、同型式の航空整備士の実地試験を受験する場合、航空運航整備士の実地試験で実施した要目
6. 指定航空従事者養成施設において、基本技術Ⅱに係る課程の修了証の交付を受け航空運航整備士の技能証明を取得した者が、航空整備士又は航空工場整備士の実地試験を受験する場合、基本技術Ⅱについては口述を中心に実施し、必要に応じて実技を実施する。
7. 「動力装置の操作」に関し、試験を実機を用いて行う場合は、不必要な高出力運転や長時間の運転を避け、環境に配慮して行うものとする。また模擬飛行装置や操縦室模擬装置等を用いて行う場合は、過度な故障状態を模擬せず、現実的に発生しうる事象を模擬して行うものとする。



8. 外国政府が発行した航空整備士ライセンスを日本の技能証明書に切り替える場合に実施する実地試験の科目については以下のとおりとする。

①米国政府が発行した航空整備士ライセンス(A&P)の場合は、「法規関連」及び実機に関する科目については、第2章4と同じとする。

②欧州航空安全機関加盟国が発行した航空整備士ライセンス(Category B1)の場合

(a)Category B1で限定される型式と受験機が同型式であれば、「法規関連」及び実機に関する科目については、主要システム(電気系統、油圧系統、空気圧系統、プロペラ、発動機、故障診断機能)及びアビオニクス・システム(通信系統、自動操縦装置系統、計器系統、航法系統)を中心に簡便に確認を行うこととする。

(b)Category B1で限定される型式と異なる場合は、①と同様とする。

#### 第4章 実地試験を実施するために準備すべきもの

1. 基本技術に関する試験においては、以下に定める機材等を準備させるものとする。

(1)「法規関連」にあつては、航空法、飛行規程、整備規程及び整備に必要な関連法規等

(2)「基本技術Ⅰ」にあつては次のもの

① 締結及び回り止めの実技が行える各種ボルト、ナット(ロック・ナットを含む)、ワッシャー、コッターピン、安全線及びボルトのサイズに合った取付穴を持つ盤並びにトルクレンチを含む一般工具

② ノギス、テスター、メガー及び被計測物

(3)「基本技術Ⅱ」にあつては、「基本技術Ⅰ」で準備するものに加え次のもの

① リベッティング作業用の工具、検査用具及びリベット

② ピストン発動機用シリンダー(ピストン発動機限定)、又はタービン発動機に用いられているベアリング又は相当品の内径測定に必要なノギス、マイクロメーター、ダイヤルゲージ、シリンダーゲージ並びに被計測用のシリンダー又はベアリング等

③ テンションメーター及びケーブルの張力測定ができるターンバックル付きケーブルもしくはケーブルを使用している実機

④ 精密な抵抗測定器

2. 基本技術に関する試験においては、以下に定める機材等を提示させるものとする。

(1)「基本技術Ⅱ」にあつては、受験生が製作あるいは修理した次の製品

① アルミ合金板の想定クラックに対しパッチ当てしたもの

② 以下の製品のうち少なくとも1つ

A アルミ合金板を2方向以上の曲げ加工をし、片面を塗装したもの

B ハニカムパネルまたはFRPを修理したもの

C タップ又はダイスを用いて軟鋼材にネジ立てすると共にネジ立てしてない一部分を平面にヤスリ仕上げしたもの

D 羽布、木製小骨及び合板を修理したもの

3. 実機に関する試験においては、必要に応じ以下に定める機材等を準備させるものとする。

- (1) 受験機に対する取扱い説明書、系統の説明及び整備に必要な関連資料
- (2) 航空機（耐空証明を有するか、試験官がこれに準ずる整備が行われていると認められたものであること。）
- (3) 装備品（予備品証明書（装備品基準適合証）又は予備品検査合格票を有するか、試験官がこれに準ずる整備が行われていると認められたものであること。）
- (4) 模擬飛行装置、飛行訓練装置及び操縦室模擬装置（「操縦室模擬装置」技術基準（整備関係）、空乗第63号（昭和60年5月20日付け）に合致していること。）
- (5) 日常点検が行える程度の工具及び消耗部品類
- (6) 受験機の地上試運転に必要な燃料その他の消耗品

4. 専門技術に関する試験は、現に従事している業務を主体に実施するため、事前に試験官の了解を得て、設備及び機材等を準備させるものとする。

## 第5章 判定基準

1. 別表に示す実地試験の可否の判定基準については、下表のとおりとする。

(1) 口述

レベル		I	II	III
科目				
1. 基本技術	(1) 法規関連	目的、内容を説明できる。	具体的な事例との関連を説明できる。	
	(2) 基本技術 I・II	作業の目的、内容、一般的注意事項を説明できる。	作業手順、注意事項を説明できる。	特定設備を使用し ての作業手順、注 意事項を説明でき る。
2. 知見及び技術 3. 点検作業 4. 動力装置の操作		1. 系統の目的、構成、機能、作動について、ブロック・ダイヤグラム程度の説明ができる。 2. 作業の目的、内容、一般的注意事項を説明できる。	スキマチック・ダイアグラムにより系統の構成、機能、作動、点検とサービシング、注意事項を説明できる。	修理、交換、調整、作動試験、注意事項、故障探求について適時技術資料を参照して説明できる。
5. 品質管理		定義、目的、内容を説明できる。	具体的な事例との関連を説明でき	

		る。	
--	--	----	--

(2) 実技

科目		レベル	
		A	B
1. 基本技術	(2)基本技術 I・II	設備工具により作業ができる。	作業結果に対する必要な処置ができる。
2. 知見及び技術		点検とサービシングができる。	修理、交換、調整、作動試験、故障探求が、適時技術資料を参照して実施できる。
3. 点検作業			
4. 動力装置の操作			
5. 専門技術			

(注) 判定基準は実施要目ごとに設定し、実施要目に2つ以上の判定要点がある場合は、それらのうち一番高いレベルの判定基準を示す。

2. 実地試験の総合判定においては、知識の定着度、安全への配慮、故障探究能力を確認して判定する。

第6章 その他

1. 実地試験の実施にあたって、すでに当該資格を保有するものが、あらかじめ受験者を教育訓練し、合格水準に達していると判断していることを原則とし、実地試験成績報告書の教官等の署名欄に署名押印するものとする。ただし、新機種又は海外養成等の為上記判断ができない場合は、当該教育訓練を計画し管理した者が、危険操作等を発生させないことについて十分な教育訓練を受けさせたことを証明する資料を提出すれば足りるものとする。
2. 止むを得ない事由により本要領の適用ができないと航空局安全部運航安全課長が認めた場合は、他の方法によることができる。
3. 本要領に記載されてない事項が生じた場合は、その都度試験官と協議するものとする。
4. 実地試験の実施に関する事務処理要領は、「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」(空乗第248号、昭和51年4月26日)に定めるところによる。
5. 本要領は、平成18年 7月 1日から施行する。

第7章 様式

実地試験成績報告書の様式は、次のとおりとする。

(表略)

附 則（平成23年6月29日）

本通達は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成26年7月30日）

本通達は、平成26年7月30日から適用する。